

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成22年5月31日京都市条例第1号）（産業観光局中央卸売市場第一市場管理課）

京都市中央卸売市場第一市場（以下「第一市場」という。）において卸売を行う一部の物品については、売買取引の公平性を確保するため、全部又は一定の割合をせり売又は入札の方法によることとしていますが、せり売又は入札の開始時間の前に売買取引を成立させ、物品を遠隔地へ出荷することができるようにすること等により、第一市場における売買取引の活性化を図る必要があるため、次のとおり第一市場において卸売を行う物品の一部について売買取引方法を改正することとしました。

区 分	売 買 取 引 の 方 法	
	改 正 前	改 正 後
国内産まつたけを除く 野菜及び果実のうち市 長が定めるもの	せり売又は入札の方法	せり売若しくは入札の 方法又は相対取引
長だいこん（加工用のも のを除く。）その他市長 が定める野菜	毎日の卸売予定数量のう ち市長が定める割合に相 当する部分についてはせ り売又は入札の方法、それ 以外の部分についてはせ り売若しくは入札の方法 又は相対取引	

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年5月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第1号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

別表第2 青果部の項中「並びに野菜及び果実のうち別に定めるもの」を削る。

別表第3 青果部の項中「長だいこん（加工用のものを除く。）並びに野菜及び」を削る。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(産業観光局中央卸売市場第一市場管理課)